

## 特定路外駐車場の構造および設備に関する基準

根拠法令	構造および設備の基準	確認欄	
<b>駐車施設</b> 基準省令第2条	車椅子用駐車スペースを <b>1以上</b> 設けなければならない。(二輪除く)(1項)		
	幅は、 <b>3.5m以上</b> (2項1号)		
	車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。(2項2号)		
	長さができるだけ短くなる位置に設けること。(2項3号)		
<b>移動等円滑化経路</b> 基準省令第3条	道または公園、広場その他の空地までの経路のうち <b>1以上</b> を移動等円滑化経路とする。(1項)		
	経路上に段を設けない。(傾斜路を併設する場合を除く)(2項1号)		
	出入口の幅は、 <b>0.8m以上</b> とすること。(2項2号)		
	通路幅は、 <b>1.2m以上</b> 、50mごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。(2項3号イ、ロ)		
	傾斜路	傾斜路の幅は、段に代わるものは <b>1.2m以上</b> 、段に併設するものは <b>0.9m以上</b> とすること。(2項4号イ)	
		傾斜路の勾配は、 <b>1/12</b> を超えないこと。(高さが0.16m以下のものは1/8)(2項4号ロ)	
傾斜路の高さが0.75mを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る)は、高さが0.75m以内ごとに踏幅が <b>1.5m以上</b> の踊場を設けること。(2項4号ハ)			
	傾斜路の勾配が1/12を超え、または高さが0.16mを超え、かつ、勾配が1/20を超える場合、手すりを設けること。(2項4号ニ)		
<b>特殊装置</b> 基準省令第4条	前2条の規定は、国土交通大臣が、その特殊装置が前2条の規定による構造または設備と同等以上の効果があると認める場合は、適用しない。【大臣認定制度】		

※ここでいう「二輪」は、路外駐車場設置(変更)届出書の「特定自動二輪車」にあたります。

基準省令: 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)

【大臣認定制度】 基準省令第2条および第3条に関連し、国土交通大臣の認定を必要とする場合は、下記へお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕

国土交通省関東地方整備局 建政部都市整備課街路係  
 (代表)048-601-3151 (直通)048-600-1907

平成30年11月更新